

十七 その他の経費

改 正 後	改 正 前
<p>(資産に計上した入会金の処理)</p> <p>9-7-12 法人が資産に計上した入会金については償却を認めないものとするが、ゴルフクラブを脱退してもその返還を受けることができない場合における当該入会金に相当する金額及びその会員たる地位を他に譲渡したことにより生じた当該入会金に係る譲渡損失に相当する金額については、その脱退をし、又は譲渡をした日の属する事業年度の損金の額に算入する。</p> <p><u>(注) 預託金制ゴルフクラブのゴルフ会員権については、退会の届出、預託金の一部切捨て、破産宣告等の事実に基づき預託金返還請求権の全部又は一部が顕在化した場合において、当該顕在化した部分については、金銭債権として貸倒損失及び貸倒引当金の対象とすることができることに留意する。</u></p>	<p>(資産に計上した入会金の処理)</p> <p>9-7-12 法人が資産に計上した入会金については償却を認めないものとするが、ゴルフクラブを脱退してもその返還を受けることができない場合における当該入会金に相当する金額及びその会員たる地位を他に譲渡したことにより生じた当該入会金に係る譲渡損失に相当する金額については、その脱退をし、又は譲渡をした日の属する事業年度の損金の額に算入する。</p>

十八 貸倒引当金

改 正 後	改 正 前
<p>(取立不能見込額として表示した貸倒引当金)</p> <p>11-2-1 法人が貸倒引当金勘定への繰入れの表示に代えて取立不能見込額として表示した場合においても、<u>当該取立不能見込額の表示が財務諸表の注記等により確認でき、かつ、貸倒引当金勘定への繰入れであることが総勘定元帳及び確定申告書において明らかにされているときは、当該取立不能見込額は、貸倒引当金勘定への繰入額として取り扱う。</u></p> <p><u>(貸倒損失として計上した金銭債権に係る個別評価による貸倒引当金)</u></p> <p>11-2-1の2 <u>法第52条第1項第1号《貸倒引当金》の規定の適用に当た</u></p>	<p>(取立不能見込額として表示した貸倒引当金)</p> <p>11-2-1 法人が貸倒引当金勘定への繰入れの表示に代えて取立不能見込額として表示した場合においても、<u>貸倒引当金勘定への繰入れであることが総勘定元帳及び確定申告書において明らかにされているときは、当該取立不能見込額は、貸倒引当金勘定への繰入額として取り扱う。</u></p> <p>(新 設)</p>